

中津川市総合計画審議会の代理出席に関する要綱の制定について

中津川市総合計画審議会委員の代理出席に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、中津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の代理出席に関して必要な事項を定める。

（代理の定義）

第2条 この要綱において代理とは、各種団体の推せんを受けて委嘱された委員が、やむを得ない事由により審議会の会議（以下「会議」という。）に出席することができないとき、当該委員の委任を受けて会議に出席し、意見を述べる者のことをいう。

（委任できる範囲及び代理の所属）

第3条 前条に規定する代理に委任できる権限は発言権のみとし、その他委員に属する権限を代理に委任することはできない。

2 代理は、当該委員を推せんした団体に所属していなければならない。

（定足数及び表決権）

第4条 代理は、中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成10年中津川市規則第19号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する定足数に含まない。

3 代理は、規則第4条第3項に規定する表決権を有しない。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、代理出席に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。